亞細亞に対し
君自ら懇書さ
此戦争れ
依りて英米
財界の要望
を報導せられ
是が確かに
吾人の法螺說の
一部と成し
しを感謝す
尚如斯一般的の
報告と共に
又吾局的
従今ば豆が
戦争の為
どうなるか
戦後尊睦の
需要がどう
成るとか斯

戦後満蒙の
雲霞がどう
成るかとか新
京とか言う
形なる報告も
出来はしない
即ち一般的
報告も聞く
必要には相違
なきも当局の
取扱に係るも
の乃至日本の
高官に関係
ある所謂
米、豆、石炭
船、鉄、満蒙
か等の部分的
高官に対する
戦前戦後
雲霞の変遷

戦前戦後
雷電の奇遇
等の報告が
以上必要なら
と言うたら
若し戦争が
何処に進むに
従ひ弥々益
必要も
成ずるならば知れ
ないと
小川氏の場合も
行方と大口ニ
ンチ砲弾に新
命落ち上へ
と発するに
外ならず
今生が何か
人とする所
左に平録せ

今ふ生が国が
んとする所也
左に示錄せな
今日新聞の者
全国の代が戦
後まで継続
するものとせば
凡そ何は迄継
続すべき或
戦後迄後
は如何に成行
べき乎
砂糖の高騰は
戦後如何に
成行べき乎
戦後に於ける
蜀黍供給
状態如何
其他米二豆
豆油菜油

其の他米、豆、
豆油、菜油、
樟脳、薄荷
鋼、鉛、亜鉛、
鉛等に就き
現行税法及
戦後に於ける
需要供給等
の見込如
何等
又米に於ける
銀の供給は
戦前の如何に
拘らず逼迫し
居るやの
戦後に於ける
需要供給の
見込如何
方銀の戦前

原因如何
為銀が戦争
の為と今日
と何程の差を
生じたるや又
戦後為銀の
異況如何
造船費用は
戦前と今日と
又何程の異
あり戦後は
如何に成行く
べき乎
英米に於ける
戦前と今日と
も比較せる
物価表を造
られたし但し
指数に依る

[illegible]
られたり但し
指数に依る
ものとしては
歌自
[illegible]
の書紙表を
見て今日迄
未だ心付か
ざりし
色紙ケの材
料を得んと
するにあれば
なり
若如何に
宿りと雖も
今の如き大戦
を永くやる時
紙局不換紙
乱を発行する
にたらん
[illegible]

にさらんとす
古人の歌に
恐らく所世を
に住を
せられんを
如何す
戦争のため
英国の高等は
地方的に成て
仏米に人を
派遣するの
要あるや
今後は日本
米と豆の輸出
盛大にさらん
欲す
の倒に伝る
きは米は情
すべき高を
有たるも豆は

すべき高なれども
なるたるも豆は
甚だ不充分
なりし
大に協力せ
らるべきを
望む　豆及び
豆油の高売
当地の小寺
敵る優勢
なり豆油の
如き新工業高
の輸出高報
の場合にて一
回一二万箱に
過ぎざるも十年
の場合は豆油の
需用増高売
も為すべき
珍らしからざる
ものにて甚だ

も拙き
珍らしからざる
もの以て書た
芸閣に
出ず或る高
コンサート*メントを
みすれば新
多数の猶出を
やるものやと
思て無るは
何等情山敷
るなと
雖も若し無
ばなら…高人
の大取扱す
るもの以て
一片の閣
をなす事
又現在の取扱
若しそれ不充分
にして当地大
連にて意の
如く出動出来

遅れて意の
如く活動出来
ざりしも寛免や
且つ又特別の
注意を払はれ
んことを依頼す
当方にては銅
亜鉛等の製
煉する事を
開始したるに
甚だ好結果や
即ち銅は支那
の古銭其の他
古金類を分
解亜鉛と銅を
得たる亜鉛と
鉛は已に一ケ所
より鉛石を取寄
是を製錬して
茲に此の目的に
於ては有益

[illegible]北の[illegible]に
[illegible]も有益
なる報告を
知識を与へら
れることを望む
解散後の事業
丸八他[illegible]
（[illegible]七月
六千五百円を
[illegible]後援を報
[illegible]丸と大[illegible]
[illegible]とす
[illegible]の代を一万四
[illegible]二万五千也
一ツ[illegible]
一番[illegible]き
[illegible]米を
八月に[illegible]
小川[illegible]
の碑陰に[illegible]
[illegible]文にて

の硝子ハロシヤ
注文にて数ヶ
月後より製造する事や
当地もそも仏
国其の他より注
文を得べし
代価一個
十八円なり
高ければから
ニヤーシヤアルを
望む
其の他此種の
写真器は自分
そも来るも
のは注文を取
るべし
面白かるべ
き仏国に人
派する必要
あらんかと考
ふ所以也

あらんかと考へ
所以也
今当方の為
成る計画い
用下場合の
成信を進み
つゝ立てゝ
高人として此の
大乱の顧中に
まれ而しも
昇る者等、
うけるに仕
立て給へ
上、光家トセカン
ン信ニ即氏戦乱
妻遷を利用
大儲ケ者
三井三菱人
ン石倒ニ手段
うゞんを彼等ト
元下ンニ
是ニ米為法令を
貿程度下ニ

[illegible]
[illegible]下ノ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]平
是ハ米国法令
貧人程其下ニ入ル
也ハ生ル[illegible]ノ
生命ノ[illegible]ヤ十年
早ク縮小スルモ
更ニ延ル[illegible]
アラズ[illegible]
功ヲ[illegible]ヘ
[illegible]
恐ル[illegible]

[illegible]帝ハ[illegible]
と雖も小生程
御[illegible]
自化[illegible]
ロンドンノ諸[illegible]
協力ス切望ス
小生ガ[illegible]
於テ出勤前
此書ヲ認ム
[illegible]海ヲ越
於ケル[illegible]
御[illegible]ノ
帝国[illegible]氏

於て出勤者
此書を通ス
其下怪ス就
於ケル事
御大切が徐ノ
帝京ニ老慶氏
一学ん仕ラ仕ル
ヲ以ト月一六
持也
十百一日

坂戸月也
ここ
ふるる

京都ニ
小田ニ
小川ニ